

令和6年度 社会教育について（案）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



● 令和6年度 努力目標

社会教育は、学びを通じて個人の成長を期するとともに、他者と学び合い認め合うことで相互のつながりを形成していくものである。コロナ禍において示されたICTを活用した新たな学びの機会を最大限提供していく一方で、途切れつつある人と人とのつながりを回復するための取組が求められている。また「持続可能な開発目標」（SDGs）（※）のテーマである「誰一人取り残さない」包摂的な社会の実現のため、社会教育の特徴を踏まえながら、すべての人々が学び続けることができる環境がますます重要になる。

このような状況から、市教育委員会としては、地域課題やニーズをふまえたうえで、すべての住民の自発的・主体的な学習活動や社会参加を支援するとともに、様々な機会や場所を利用して実際に生活に即した文化的教養を高められるような環境の醸成や、適切な学習機会の提供及び奨励、そして、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互の協力の促進に努めるため、学校教育担当部局と十分に連携し、次のとおり取り組みを行う。

人権教育については、社会教育のすべての領域において、人権文化の創造のため、市民が豊かな人権感覚を育むことができるよう、「茨木市人権教育基本方針」・「茨木市人権教育推進プラン」の趣旨をふまえるとともに、人権の視点を取り入れた各種講座や事業を実施し、地域における人権意識の醸成を図る。

公民館については、広く利用を促進するとともに、コミュニティの醸成を図り、地域の自主的な運営への機運を高める。現代的課題・地域課題の解決に向けた事業の実施を推進するなど、学びを通じた人づくり、つながりづくり、地域づくりの拠点施設として、住民のニーズに応じた学習を深め、公民館活動の更なる充実を図り、学びと活動の好循環を実現する。

家庭教育については、保護者の自発的・主体的な学習活動を支援することにより、家庭教育に関する知識の習得と保護者どうしのつながりを促し、家庭や地域の教育力の向上を図る。

青少年教育については、青少年センター・青少年野外活動センターを活用し、「いま伸びよう 茨木の未来をひらく青少年」の標語に基づいた青少年健全育成運動を全市域において展開することによって、青少年に「生きる力」・「豊かな人間性」などの育成を図る。

文化財の保存と活用については、本市の歴史的特性等をふまえ、多様な文化財の保存・活用施策を推進する。

図書館については、「本が好きなまち・茨木」をめざし、あらゆる年齢層の市民が自ら学び、自由に知識を得ることができる身近な情報拠点として、市民の求める資料や情報を積極的に収集し、「市民のくらしに役立ち、誰もが気軽に利用できる親しみやすい魅力的な図書館」を目標に、資料・情報の提供をはじめ、多様な図書館サービスの充実を図る。

また、文化・生涯学習及びスポーツについては、社会教育と関連する重要な項目であるという認識のもと、引き続き市長部局の担当課とも十分に連携して取り組みを行う。

文化施策については、**茨木市文化振興ビジョン（第2期）**において、「**未来につながる『文化のまち』いばらき**」を実現したい将来像として掲げる。共創による文化の新たな価値が創造・発信されるような機会と仕組みづくりを推進し、これまで培われてきた豊富な歴史・文化資源を保存・継承し、若い世代が次代の文化芸術活動につながっていくことをめざす。

生涯学習施策については、新たに策定した生涯学習推進計画に基づき、市民の学習活動を支援するために、市内における連携を図り生涯学習施策に取り組む。

生涯学習センターにおいては、生涯学習拠点施設として、デジタルデバイドの解消のためのタブレット講座などの講座を実施し、多様な学習機会の提供に努める。

スポーツ施策については、「茨木市スポーツ推進計画（改訂版）」に基づいて**以下**について取り組む。スポーツ施設については、スポーツ活動の動向やニーズを勘案し適正化と整備に努める。スポーツ**活動**の推進については、**シビックプライドの向上**や子どもたちのスポーツへの関心を高めるため、トップアスリートへの競技活動支援や**キッズスポーツフェスタ事業の拡充**などに取り組む。

1 人権教育の推進について



社会教育のすべての領域において、「茨木市人権尊重のまちづくり条例」及び「茨木市人権教育基本方針」の趣旨をふまえ、「茨木市人権教育推進プラン」、「第2次茨木市人権施策推進基本方針」及び「第2次茨木市人権施策推進計画」に基づき、人権教育の推進に努め、豊かな人権文化の広がりをめざす。

- 1) 社会教育施設等において、条例等の趣旨に基づいた人権教育を推進するため、各種講座について、企画段階において多様な人権尊重の視点を取り入れた内容や講師の選定などに取り組み、家庭や地域における人権意識の醸成を図る。
- 2) こどもの豊かな人権感覚を育む場として、家庭の果たす重要性をふまえ、**家庭教育支援を通じ、人権の視点を取り入れた学習機会の充実**に努める。
- 3) 「大阪府識字施策推進指針」、「茨木市識字施策推進指針」等の趣旨をふまえ、「識字・日本語教室」を開講し、外国人を含むすべての人々に教育の機会を提供するとともに、日本の風習、文化等の情報提供や異文化交流会など、学ぶ機会の充実を図る。

2 公民館活動の推進について



公民館は、社会教育活動、住民にとって最も身近な学習の拠点として、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するとともに、地域コミュニティの場として、公民館活動を通じて、地域や社会の中で人と人との繋がりを形成し、地域の人材育成や地域の教育力の向上に寄与することを目的に、以下のとおり重点的に取り組んでいく。

- 1) 社会教育活動の拠点として、地域の実情に応じて、防災、地域の歴史、消費者問題をテーマに

した講習会等の開催や、読み聞かせの実施などの取り組みを推進するとともに、社会の要請に対応する現代的課題・地域課題の解決に向けた取り組みを実施する。また、その解決に向け必要な情報の把握、提供に努める。公民館活動の更なる充実、活性化を図るために、各公民館、関係各課、市内大学、**企業等**と連携する。

- 2) 利用者が安全で快適に利用できるよう、施設の適切な維持管理に努めるとともに、「茨木市公共施設等マネジメント基本方針」における長寿命化の推進に向けた改修等に取り組む。
- 3) 中央公民館は、**公民館活動について**、小学校区公民館と十分な連携を図り、充実に努める。
- 4) 地域活動の拠点施設としての機能を高めるため、地域と十分協議したうえで、公民館のコミュニティセンター化を図る。

3 家庭教育の支援について



地域とのつながりの希薄化や情報化の進展等に加え、コロナ禍を経て社会のあり方が変化し、「家庭教育」については、家庭の孤立化、子育て不安、ひいては子どもへの虐待など、様々な問題が増大しており、地域や社会全体での支援の必要性が高まっている。家庭や地域の教育力の向上を図り、家庭教育を支援するため、以下のとおり取り組む。

- 1) 家庭教育の重要性を認識し、子どもを育成するために必要な知識を身に付け、保護者としての資質向上を図るため、関係諸団体との連携やICTの活用等により、家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努める。
- 2) **保護者同士のつながりや、学習活動を支援するため、関連講座等の開催や各小学校単位での支援事業に取り組む。**
- 3) 地域人材を活用した、対話や交流を通して保護者のあり方を学ぶ「親まなび講座」について、より幅広い対象への周知を図る。
- 4) 4か月児健康診査においてブックスタートを実施し、保護者に乳幼児期からの絵本を介した親子のふれあいの大切さを伝える。

4 青少年教育の推進について



青少年及び育成者、保護者等を対象として、自主的・組織的な活動の支援や、様々な体験の機会を提供することにより、青少年の健全な育成及び人権文化の高揚に努める。

- 1) 放課後や週末等に、地域住民の参画・協力を得て、小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心で健やかな子どもたちの居場所を設ける「放課後子ども教室」を実施し、こどもの体験・交流活動等の活性化を図り、地域社会全体でこどもの創造性、自主性、協調性を養い、豊かな成長を育む教育コミュニティづくりを推進する。また、引き続き、市内大学と連携を図り、大学生ボランティアの登録・派遣を行うとともに、市内企業の協力を得て、豊かな体験活動の機会の提供など放課後の居場所の充実を図る。さらに、国が示す「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、当

該小学校内に開設する学童保育事業との連携に努める。

- 2) 茨木市青少年健全育成キャラクター「ほっとけん！」を活用し、茨木市青少年健全育成運動重点目標「こどものSOS ほっとくん！？～大人が気づいて 声をかけあう 関係づくり～」を市民に周知し、こどもが居場所を出しているサインに気づき、大人が声をかけることが、こどもを救うきっかけづくりになるということについて取り組みを推進する。
- 3) 学校・家庭・地域の連携を深め、地域社会全体で青少年を見守り、育てていくために、小学校区では青少年健全育成運動協議会やこども会等が協働し「地域での人間関係の構築」と「地域活動への参加促進」を、中学校区では青少年指導員の活動内容を中心に「問題行動の抑制」と「規範意識の醸成」を目的とした活動を推進するために、青少年健全育成団体への支援を行う。また、青少年育成行事の好事例を表彰する「ほっとけんアワード」を継続して実施することにより、青少年健全育成団体の活動意欲の向上を図るとともに、その取り組みを他団体へ発信する。
- 4) 市内全域の青少年を対象として、ものづくりの体験や観劇会などの体験・交流の機会を設定し、豊かな人間性を培う場を提供する。また、青少年が「ゆめ」を持ち、その実現に向けて前進できるよう努める。
- 5) 市内の高校生・大学生がクラブ活動等で学んだ知識や技術を生かして、小学生等向けの体験型の講座等を企画運営する「青少年による青少年のためのイベント」を実施することにより、異年齢交流や達成感・自己有用感を育む機会の提供に努める。
- 6) 青少年野外活動センターでは、青少年の体験活動の充実を図るため、教育ニーズに応じたキャンプ事業等を実施するほか、学校事業等の受入を行い、青少年が体験活動を通して非認知能力の向上、社会を生き抜く力を育む場となるよう努める。
- 7) 近隣の大学と協力しながら、青少年野外活動センターや、放課後子ども教室において、大学生が活動できる場を設定し、参加者や地域住民とのコミュニケーションを重視した活動を支援することで、次世代を担う青少年の健全育成の充実を図る。

5 文化財の保存と活用について



社会経済情勢の急激な変化が、特に地域社会の在り方に大きく影響を与えている現在、郷土愛の醸成は、今後その重要性が増すものと考えられる。そのためには、郷土茨木の歴史及び伝え継がれた文化を正しく理解することが必要であるとの観点から、「茨木市文化財保護条例」に基づき、国や府とも連携しながら文化財の保存と活用に取り組んでいく。貴重な文化財を良好な状態で後世へと引き継いでいくとともに、多くの市民が文化財に親しむ機会を設けることで、市民の文化財への愛着や郷土への認識を深め、生活に豊かさをもたらすよう努める。

- 1) 市内に存在する文化財の情報収集や調査・研究に努めるとともに、「茨木市文化財保護条例」に基づいて文化財の保存と活用を図る。
- 2) 文化財資料館においては、本市の豊かな歴史と文化を発信する企画展や講演会を開催する。
- 3) 文化財資料館開館40周年を記念し、文化財資料館において、テーマ展の開催及びイベントの実施に取り組む。
- 4) キリシタン遺物史料館を中心に、国内有数の貴重なキリシタン遺物を活用した企画展を開催す

るなど、隠れキリシタンの里として知られる北部地域の歴史遺産の掘り起こしを図る。

- 5) 東奈良遺跡に代表されるように、本市からは多くの貴重な埋蔵文化財が発見されており、今後も精緻な調査に努めるとともに、調査成果をいち早く市民に発信するよう取り組む。
- 6) 郷土の豊かな歴史と文化を次世代に引き継ぐという観点から、児童向け啓発リーフレットの発行や出前講座、夏休み体験講座などを実施するとともに、埋蔵文化財発掘調査現場において小学生の発掘体験を行うなど、こどもの文化財や郷土への愛着心を育むよう努める。
- 7) 郷土の歴史を学ぼうとする市民の活動を促進し、市民一人ひとりが歴史を伝える担い手であるとの認識を醸成することを目的に、文化財解説ボランティアの育成・活用を図る。
- 8) ICTを活用した資料・情報の提供や、講演会等を実施するなど創意工夫を図り、文化財の保存と活用の充実に務める。

6 図書館活動の推進について



図書館は、市民が知的活動や日常生活を行う上で必要なさまざまな資料や情報を提供する地域の情報拠点として、幅広い資料・情報の収集と効果的な運営に努める。

- 1) 市民の要望と関心を踏まえながら組織的、系統的に資料を収集し、市民の求める資料・情報をできる限り提供するように努めるとともに、魅力ある書架づくりに努める。あわせて郷土行政資料についても、適宜収集・保存に努める。また、ICTを活用した資料・情報の提供を推進する。
- 2) 多種多様化する調査研究にも応えることができるよう、中央図書館及び分館でインターネット環境の提供のほか、検索データベースの活用を図るとともに、府立図書館など他の図書館や関係機関と連携を図り、レファレンス・サービスの機能の充実に努める。
- 3) ボランティアとの協働や、関係機関との連携により、幅広い年齢層の方々が参加できる事業を開催し、図書館利用の促進、生涯学習機会の充実に努める。また、令和5年11月に開館した「おにクルぶっくぱーく」では、複合施設の特性を活かし、新たな図書館サービスを展開する。
- 4) 年齢や、障害の有無等に関わらず、読書に親しめる環境を整え、すべての市民が、読書を通じて人生を豊かに送れるよう、読書活動の推進を図る。こどもの読書活動については、第3次茨木市子ども読書活動推進計画に基づき、学校や関係機関と連携して、発達段階に応じた読書環境を提供する。また、継続して取り組む必要があるため、次期計画を策定する。
- 5) 図書館をより活用していただけるよう、広報誌やチラシ、リーフレットの他、ホームページやSNSなどにより、幅広く積極的な図書館の情報発信に努める。
- 6) ホームページから利用登録などを可能にし、非来館型サービスを拡充し、利便性の向上を図る。

※「持続可能な開発目標」(SDGs : Sustainable Development Goals)

2015年9月の国連サミットにおいて採択された、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むための世界共通の目標である。2030年を期限に、17の目標と169のターゲットにより構成されている。

各委員からの質問・意見等について(一覧)

(1) 令和6年度社会教育の努力目標について

	質問・意見等	所管課	回答・対応
今西委員	例年そうですが、良く整理された目標設定だと思いました。いくつかの社会教育の課題について、目標とする取り組みが明確に示されており、何が重要課題なのかがよく分かる内容になっています。ある程度、課題が絞り込まれていますが、私はそれで結構かと考えます。1頁の図書館の所かどこかで「おにクルぶっくぱーく」に触れられても良かったと思います。(5頁に書かれていますが)なお、枝葉末節ですが、1頁本文5行目の「特徴」は「特質」の方が良いのでは。	中央図書館 社会教育振興課 (社会教育係)	1頁本文図書館部分に、以下の文章を追加し、修正いたします。 「多様な図書館サービスの充実を図り、新たに開館した「おにクルぶっくぱーく」では、複合施設の特性を活かしたサービスを展開する。」 1頁本文5行目の「特徴」を「特質」に修正いたします。
	「1 人権教育の推進について」 ・課題に対する主たる取り組みとしては、これで結構ですが、高齢者の人権、インターネットによる人権侵害、性的マイノリティーの方々の人権などについても触れてよろしいかと思ひます。 ・防災教育、災害弱者の支援と地域連携も課題として取り組むべきでしょう。	社会教育振興課 (社会教育係)	・「『1 人権教育の推進について』1)企画段階において、高齢者の人権、インターネットによる人権侵害、性的マイノリティーに係る人権、災害時の人権など、多様な人権尊重の視点を取り入れた内容や講師の選定などに取り組み、」に修正いたします。
	「2 公民館活動の推進について」 ・小学校区公民館は、地域コミュニティの拠点としての役割をもう少し考えてほしい。 コミュニティスクールとの関わりなどもあるでしょうから。	社会教育振興課 (公民館係)	公民館につきましては、地域コミュニティの場であることを前提に、学校を含む地域の様々な関係団体等と連携しながら活動を推進してまいります。
	「6 図書館活動の推進について」 ・4)に図書館と学校との連携が記されていますが、もう少し深めていただいて、学校図書館との連携・協力が示されても良かったと思ひました。	中央図書館	「6 図書館活動の推進について」4)に文章を挿入します。 ～発達段階に応じた読書環境を提供する。特に学校とは計画に基づき作成した「学校と公共図書館ねっとワークプラン」により、互いに協力した取り組みを推進する。また、継続して取り組む必要があるため、次期計画を策定する。
桑本委員	① 公民館とコミュニティセンターの違い、公民館のコミュニティセンター化とは具体的にどのようなことか。	社会教育振興課 (公民館係)	公民館は、公民館活動を通じて人材育成や地域の教育力の向上に寄与するため、社会教育活動や住民の身近な学習の拠点として、社会教育法に基づき設置されています。 コミュニティセンターは、触れ合いのある豊かな地域社会をつくるため様々な活動の場となり、また、地域組織の活動の拠点として設置しているものです。 主な違いとしては、公民館は市の直営であることに対し、コミュニティセンターは指定管理者制度を採用し、地域の方々が管理運営していること、公民館は営利目的や飲酒を伴う活動は認めておりませんが、コミュニティセンターはそれらの利用も可能としているなどがあります。

	質問・意見等	所管課	回答・対応
	(続き)	社会教育振興課 (公民館係)	現在、公民館として市が管理運営している建物を、地域が管理運営するコミュニティセンターに移行することを「公民館のコミュニティセンター化」と言います。コミュニティセンター化すると貸館事業としての公民館はコミュニティセンターの事業に移行しますが、公民館組織は存続し、公民館講座等の事業は継続します。
	② 「新・放課後子ども総合プラン」とは具体的にどのようなことか。	社会教育振興課 (地域青少年係)	国が示す「新・放課後子ども総合プラン」とは、共働き家庭の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進するものです。 また、「新・放課後子ども総合プラン」は令和5年度で終了となりますが、その目標等を踏まえつつ、課題解決のために、令和6年度に「放課後児童対策パッケージ」に取り組む見通しです。
桑本委員	③ 6の図書館活動の推進 3)で「複合施設の特性を活かし、新たな図書館サービスを展開する」となっていますが、具体的にはどのような内容でしょうか。 6)で「非来館型サービスを拡充し」とありますが、具体的なサービスとはどのようなことでしょうか。 ・3家庭教育支援について 4)4カ月健診でブックスタートを実施する前、出産前の保護者への乳幼児期からの絵本の読み聞かせの大切さを伝えることはどうでしょうか。個人的なことですが、初めてのこどもの育児中は心に余裕がなかったと思いますので。	中央図書館	3)施設内の他機能が開催する事業に関連した特集コーナーの設置や、その事業に合わせた図書館事業の実施、健診時に合わせたおはなし会の開催等を行います。 6)「非来館サービスの拡充について」は、オンラインから新規等の登録申請の開始と、電子図書館における行政資料の公開の拡充等を行います。 4)今後、検討してまいります。
	・4青少年教育の推進について 2)「大人が声をかけることが、子どもを救うきっかけ」とありますが、知らない人とは話さないようにと我が子にも伝えているため、小学校のPTAや地域の防犯のベストを着用してないときは話しかけることに躊躇します。 7)大学生が地域や子どもたちとの関わることはとてもうれしいことですが、小学校区内に大学がないため、このような機会がほとんどありません。大学生にも目に見えるメリットがあれば、いろいろなところへ参加してもらえるのではと思いました。	社会教育振興課 (地域青少年係)	2)「大人が声をかけること」については、声をかけることのできるような子どもと大人の関係性づくりを目指すことを念頭に置いた表記としております。 7)放課後子ども教室の大学生ボランティアについては、中心市街地から遠い学校にはボランティアが集まりにくい現状があるため、山間部等においてもボランティアが通えるよう交通費の支給を検討しています。その他、大学生が積極的に地域に関わってもらえる仕掛けについては、引き続き研究してまいります。

	質問・意見等	所管課	回答・対応
森脇委員	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ政策については、生涯スポーツ社会の実現に向けて、市民が生涯を通じて身近にスポーツに親しむことができる環境整備を強く推し進めていただきたいと思います。 ・障害者のスポーツ活動推進にも、さらに、取り組んでいただきたいと思います。 ・キッズスポーツフェスタ事業については、拡充に取り組んでいただきありがとうございます。 	スポーツ振興課	「茨木市スポーツ推進計画（改訂版）」に基づいて、スポーツ施設及び人材育成の両面から生涯スポーツを支える環境の充実に努めます。また、障がいのある方がスポーツに関心を持ち、親しみやすく気軽に参加できる機会を充実します。
藤本委員	「～学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互の協力の促進に努める～」と記述されています。例えば人権教育について、学校では「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるように指導しています。そして、いじめや差別、偏見を許さない雰囲気や学校や学級で作り出しながら、いじめや差別、偏見を許さない心や態度を身に付けられるように進めています。これら学校で学習したことが子どもに浸透するために、家族の考えが、いじめや差別、偏見を許さないものであり、家庭で人権の話が日常になるように家庭教育学級や保護者が学べる場を通して、学校とともに人権感覚や人権意識を高められるように取り組んでいけたらと考えます。	社会教育振興課 (社会教育係)	社会教育の推進において、学校教育との連携は重要であると認識しております。家庭教育における保護者の役割などにも意を用いながら、引き続き関連した取り組みの充実に努めてまいります。
三川委員	<p>①「令和6年度 努力目標」（1ページ） 2行目～：「コロナ禍において示されたICTを活用した…」の「コロナ禍において示された」は削除してもよいように思います。また同様に、「途切れつつある人と人とのつながりを回復する」の「途切れつつある」も削除するとよいのではないかと考えました。</p> <p>②「4 青少年教育の推進について」（3ページ） 6行目に「市内大学」という表記があり、4ページ・21行目には「近隣の大学」と記載されています。統一するとすれば、「市内および近隣の大学」と表現する方がよいかもしれません。</p> <p>③また、今年度の10月と3月に計画された「レゴブロック活動」（非認知能力の育成に向けた社会教育の取り組み）は、近隣の大学の大学生と市内の高等学校の生徒の協力を得て、保護者にも好評を得ているとのことですので、新たに記載されることをお勧めします。5）の「青少年による青少年のためのイベント」とはやや性質が異なるようにも考えられますので、項目を別にする方がよいかもしれません。</p>	社会教育振興課 (社会教育係)	<p>①②ご指摘のとおり修正いたします。</p> <p>③社会教育講座（レゴブロック）については、こどもと保護者が一緒にご参加いただく形で実施し、非認知能力の育成及び家庭教育支援の視点を持たせた形で実施いたしました。ご指摘のとおり、非常に好評を得ている状況と認識しています。来年度においても実施を検討しており、その実施状況や事業継続性を踏まえた上で、項目として記載するか検討したいと考えます。</p>
	<p>・「3 家庭教育の支援について」 文化・子育て複合施設「おにクル」の活用が視野に入っているとよいのではないかと考えます。 *2ページ・1行目～「文化施策」には含まれていますが…。</p>	社会教育振興課 (社会教育係)	「3 家庭教育の支援について 1) 家庭教育の重要性を認識し、こどもを育成するために必要な知識を身に付け、保護者としての資質向上を図るため、関係諸団体との連携やICT、また文化・子育て複合施設『おにクル』の活用等により、家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努める。」に修正いたします。

	質問・意見等	所管課	回答・対応
三川委員	<p>・「6 図書館活動の推進について」 10行目の「おにクルぶっくぱーく」の「複合施設の特質を活かし、新たな図書館サービスを展開する」と記載されていますので、その具体例をいくつか示しておくといよいでしょう。</p>	中央図書館	<p>3)に文章を挿入します。 ～複合施設の特性を活かし、施設内の他機能が開催する事業に関連した特集コーナーの設置や、その事業に合わせた図書館事業の実施、健診時に合わせたおはなし会の開催等、新たな図書館サービスを展開する。</p>

各委員からの質問・意見等について(一覧)

(2) その他、社会教育関連事業について

	意見・質問	所管課	回答・対応等
藤田委員	<p>・図書館の返却作業について、検討して頂きたいです。 返却ポストに返却した場合と、カウンターで返却する場合の違いについてですが、カウンターでの返却は時間がかかり、2度の読み取りでかなり待たされます。 特に他館の書籍の場合（返却棚に戻す必要がないので）、読み取り作業の終了を待つことに疑問を感じています。</p> <p>・図書館やローズWAM等で高齢の方の利用が多いです。 この方達をつなぐイベントの企画、参加への声かけはいかがでしょう？</p>	中央図書館	<p>・ミスなく、確実に返却をするため、2度読み取りを行っております。他館の資料の場合は、2度目を後にして返却するなど、工夫してまいります。</p> <p>・図書館では、高齢の方が多く参加される読書会等のイベントを開催しております。利用者へのお声かけ等周知に努めてまいります。</p>
森脇委員	<p>公民館活動の推進については、行政と地域住民（高齢者、成人、学生、保護者、PTA、団体）の参画を得て連携を強化し、多様な世代が一つの地域でまとまりお互いの関係性を強化していくことが不可欠であると考えます。地域住民が主体となり、その取組を行政が支え持続可能な地域づくりの展開をお願いしたいと考えます。</p>	社会教育振興課 (公民館係)	<p>地域の多様な世代や団体が協働し、地域づくりを主体的に取り組むことができるよう、支援してまいります。</p>
藤本委員	<p>「4 青少年教育の推進について」 子どもたちが学校教育以外で非認知能力を向上させるのに、放課後子ども教室や青少年野外活動センターでの自然宿泊体験などがとても有効であります。また、それらの事業を手伝ってくれる地域の学生にとっても青少年健全育成の観点から有意義であると考えます。現状としてはもっと地域の学生ボランティアが必要だと思われるため、更なる地域の学生ボランティアの拡充をよろしく願います。</p> <p>5文化財の保存と活用について…小学校3年生の社会科で「博物館の見学」の学習があり、本市の文化財資料館も毎年3年生を受け入れてもらっております。また、出前授業でご指導いただいたりすることもあります。実際に見たり触ったりすることで、子どもたちの学びが一層深いものとなっております。ご支援ご協力ありがとうございます。</p>	<p>社会教育振興課 (地域青少年係)</p> <p>歴史文化財課</p>	<p>放課後子ども教室の大学生ボランティアの拡充を図るため、HPや各自治会への募集チラシを配布しているほか市内外の大学でボランティア説明会を実施しています。</p> <p>また、令和5年度は茨木市内大学連携プラットフォーム会議に参加し、市内大学の学生に放課後子ども教室の事業説明と、活動に参加する機会を周知しています。今後も、引き続き大学生ボランティアへの周知に努めてまいります。</p> <p>今後も、団体見学・出前授業・体験学習等を通じて子どもたちがより郷土の歴史に興味・関心を持ってもらえるよう努めてまいります。</p>